

第 11 章

公害防止管理者等

第11章 公害防止管理者等

概 況

高度経済成長に伴い悪化した公害問題に対応するため、1970年にいわゆる「公害国会」が開かれ、公害対策基本法を始めとした多くの法律が改正・制定された。一方で、多くの事業場で、強化された規制基準を遵守するために必要な公害防止体制が整備されていないという実情があった。そのため、1971年6月に、工場内に公害防止に関する専門的知識を有する人的組織の設置を義務付ける、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（以下、「公害防止組織整備法」という。）が制定された。

公害防止組織整備法では、ばい煙、汚水又は廃液、騒音、特定粉じん、一般粉じん、振動、ダイオキシン類を発生させる工場のうち、使用している施設の種類や規模等の要件を満たす工場を特定工場と定め、自主的な公害防止業務を行う組織を整備し、そのための知見を有する公害防止管理者等を選任することを義務付けている。

さらに、県条例では一定の要件で公害防止担当者を選任することを義務付けている。

1 選任対象

(1) 公害防止統括者

公害防止に関する業務を統括管理する者で、主に工場長等の職責にある者。

(2) 公害防止管理者

技術的事項に関する管理を担う者。主に施設の直接の責任者であり、公害発生施設の区分ごとに選任される。

(3) 公害防止主任管理者

ばい煙発生施設及び汚水等排出施設の双方にまたがる知識・能力を有し、技術的事項について公害防止統括者を補佐し、公害防止管理者を指揮する役割を担う者で、主に部長又は課長の職責にある者。

(4) 代理者

公害防止統括者、公害防止管理者、公害防止主任管理者が、旅行・疾病その他の事故によりその職務を行うことができない場合に、その職務を行う者。

(5) 公害防止担当者

県条例で定める工場等を設置している場合に、当該工場等から発生する公害の防止に当たる者で、従業員を指示する地位にある者。

2 届出の状況

公害防止管理者等及び公害防止担当者の届出状況は、それぞれ表11—1及び表11—2のとおりである。

表11－1 公害防止管理者等届出状況(2024年3月31日現在)

業 種		特 定 工場数	公 害 防 止 者 統 括 者 届 出 工 場 数		公 害 防 止 者 主 任 管 理 者 届 出 工 場 数		公 害 防 止 管 理 者 届 出 工 場 数													
							大 気 関 係		水 質 関 係		騒 音 関 係		特定粉じん関係		一般粉じん関係		振 動 関 係		ダイオキシン類関係	
			本人	代理者	本人	代理者	本人	代理者	本人	代理者	本人	代理者	本人	代理者	本人	代理者	本人	代理者	本人	代理者
総 計		31	22	22	0	0	11	11	3	3	13	13	0	0	3	3	14	14	0	0
			19	19	0	0	9	6	2	2	10	8	0	0	0	0	10	8	0	0
9	食 料 品 製 造 業	2	1	1	0	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11	繊 維 工 業	8	8	8	0	0	6	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
24	金 属 製 品 製 造 業	10	5	5	0	0	1	1	1	1	4	2	0	0	0	0	4	2	0	0
25	はん用機械器具製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
31	輸送用機械器具製造業	7	4	4	0	0	0	0	0	0	6	6	0	0	0	0	6	6	0	0
32	そ の 他 の 製 造 業	4	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(注 1) 業種は日本標準産業分類の中分類による。

(注 2) 総計の上段数字は該当する特定工場数、下段数字は選任されている特定工場数を示す。

表 11－2 公害防止担当者届出状況(2024 年 3 月 31 日現在)

	大気関係	水質関係	計
該当する工場数	3	5	8
選任されている工場数	3	5	8